

「生徒とのメール・SNS等の使用に係る校内ルール」について

新発田農業高等学校

1 教職員と生徒とのメール・SNS等の使用について

- ①教職員と生徒の間でメール・SNS等を使用する場合は、教育活動（部活動・行事指導等）で、関係生徒全員に関わる場合に限ることとし、個人的な指導や私的なやりとりは一切行わない。
- ②教育活動で全員に関わる場合であっても、保護者等から誤解を受けないように努めるとともに、その内容については複数の教職員がチェックできるようにし、情報の共有化と透明化に努める。
- ③教職員は、事前にメールアドレス等を把握する生徒の範囲とメール・SNS等を使用する目的を管理職に届けることとする。

2 生徒からの相談等の対応について

教職員は、生徒からメール・SNS等で相談があった場合は、教職員個人で対応せず、管理職に報告した上で組織的に対応し、教職員間で情報を共有し透明性を高める。

3 その他

上記の共通ルールでは対応できないような状況が発生した場合は、管理職の許可を得て対応する。

(附則) この校内ルールは、令和3年11月1日より実施する。